

2020年3月16日
日 本 銀 行

「新型コロナウイルス感染症にかかる企業金融支援特別オペレーション
基本要領」の制定等について

日本銀行は、本日の政策委員会・金融政策決定会合において、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動への影響を踏まえ、適切な金融調節の実施を通じて、企業金融の円滑確保に万全を期すとともに、金融市場の安定を維持する観点から、下記の諸措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

本件については、「（参考）新型コロナウイルス感染症にかかる企業金融支援特別オペの導入について」も併せてご参照ください。

記

1. 「新型コロナウイルス感染症にかかる企業金融支援特別オペレーション基本要領」を別紙1のとおり制定すること。
2. 「補完当座預金制度基本要領」（平成28年1月29日決定）を別紙2のとおり一部改正すること。

以 上

<本件照会先>

企 画 局 矢野・土川 (03-3277-2877)

新型コロナウイルス感染症にかかる企業金融支援特別オペレーション
基本要領

1. 趣旨

この基本要領は、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動への影響を踏まえ、適切な金融調節の実施を通じて、企業金融の円滑確保に万全を期すとともに、金融市場の安定を維持する観点から、時限的な措置として、企業金融支援特別オペレーション（適格担保を担保として、共通担保として差入れられている民間企業債務の担保価額の範囲内で資金供給を行う公開市場操作としての貸付けをいう。）を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2. 貸付店

本店（業務局）または支店とする。

3. 貸付対象先

（1）次のイ．およびロ．に該当する金融機関等（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関等をいう。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

イ．本行の当座預金取引の相手方であること

ロ．自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること

（2）金融調節の円滑な遂行の観点から特に必要と認める場合には、貸付対象先からの除外等の措置を講ずることができる。

4. 貸付方式

電子貸付とする。

5. 貸付期間

1年以内の期間とする。

6. 貸付利率

年0%とする。

7. 貸付先

貸付先は貸付対象先のうち希望する先とする。

8. 貸付先ごとの貸付限度額

貸付先ごとの貸付限度額は、各貸付先が貸付実行時点で共通担保として差入れている社債、短期社債、保証付短期外債、企業が振出す手形、コマーシャル・ペーパー（資産担保コマーシャル・ペーパーおよび不動産投資法人コマーシャル・ペーパーを除く。）、企業を債務者とする電子記録債権および企業に対する証書貸付債権（米ドル建てのものを含む。）の担保価額相当額の合計額とする。ただし、貸付実行時点における当該貸付先が差入れている共通担保の担保余裕額相当額を超えることはできない。

9. 貸付受付期間

令和2年9月30日までとする。

10. 貸付日および貸付金額等

貸付日、貸付金額その他貸付けを行うために必要な具体的事項については、金融市場の情勢等を勘案して貸付けのつど決定するものとする。

11. 担保

(1) 貸付対象先から、適格担保を担保として差入れさせるものとする。

(2) 担保の取扱いは、「適格担保取扱基本要領」（平成12年10月13日付政委第138号別紙1.）および「適格外国債券担保取扱要領」（平成21年5月22日付政委第63号別紙1.）の定めるところによる。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、令和2年9月30日をもって廃止する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

「補完当座預金制度基本要領」中一部改正

- 4. を横線のとおり改める。

4. 適用利率

- (1) }
(2) } 略（不変）

- (3) 付利対象積み期間における対象預金の平均残高から、法定準備預金額および(2)の金額を減じた金額（零を下回る場合を除く。）のうち、次のイ. からハ. までの合計金額に満つるまでの金額については、年0%とする。

イ. 略（不変）

- ロ. 付利対象積み期間における「貸出支援基金運営基本要領」（平成24年12月20日付政委第107号別紙1.）、「新型コロナウイルス感染症にかかる企業金融支援特別オペレーション基本要領」（令和2年3月16日付政委第12号別紙1.）、「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」（平成23年4月28日付政委第36号別紙1.）および「平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」（平成28年4月28日付政委第44号別紙1.）に基づく借入れ（円建てのものに限る。以下同じ。）の平均残高

ハ. 略（不変）

- (4) 略（不変）

(附則)

この一部改正は、本日から実施し、令和2年3月16日を起算日とする
積み期間における利息の計算から適用することとする。